

参議院災害対策特別委員会会議録第十一号

平成七年六月九日(金曜日)
午前八時三十分開会

委員の異動

六月七日
委員の異動
六月七日

佐藤 三吾君
野別 隆俊君
安永 英雄君
釘宮 警君
江本 孟紀君

六月八日

大島 慶久君
上野 公成君
溝手 顕正君
佐藤 静雄君
岡 利定君
加藤 紀文君
稲村 稔夫君
渡辺 四郎君

大田 豊秋君
下条進一郎君
松谷蒼一郎君
山崎 正昭君
村沢 牧君
安永 英雄君

委員

陣内 孝雄君
浦田 勝君
清水 達雄君
横尾 和伸君
上野 公成君
岡 利定君
加藤 紀文君
佐藤 静雄君
溝手 顕正君
稲村 稔夫君
大森 昭君
上山 和人君

衆議院議員

災害対策特別委員
長

国務大臣

国務大臣
(国土庁長官)

政府委員

国土庁長官官房
審議官
兼阪神・淡路復
興対策本部事務
局長
国土庁防災局長
事務局側
主任委員会専門
員

説明員

科学技術庁研究
開発局企画課防
災科学技術推進
調整官
大蔵省主計局主
計官
文部省學術國際
局研究機関課長
建設省国土地理
院長

谷畑 孝君
渡辺 四郎君
刈田 貞子君
釘宮 警君
木暮 山人君
江本 孟紀君
林 紀子君

小澤 潔君

角地 徳久君
村瀬 興一君
駒澤 一夫君

榊原 裕二君

長尾 和彦君
早田 憲治君
小野和日尼君

本日の会議に付した案件

○地震防災対策特別措置法案(衆議院提出)

○委員長(陣内孝雄君) ただいまから災害対策特

別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る六月七日、猪木寛至君、泉信也君、洲上貞雄君、佐藤三吾君が委員を辞任され、その補欠として江本孟紀君、釘宮警君、安永英雄君及び野別隆俊君が選任されました。

また、昨日、村沢牧君、安永英雄君、下条進一郎君、大田豊秋君、松谷蒼一郎君、山崎正昭君及び稲村稔夫君、渡辺四郎君、佐藤静雄君、溝手顕正君、岡利定君、加藤紀文君及び上野公成君が選任されました。

○委員長(陣内孝雄君) 地震防災対策特別措置法案を議題といたします。

提出者から趣旨説明を聴取いたします。衆議院災害対策特別委員長日野市朗君。

○衆議院議員(日野市朗君) おはようございませう。ただいま議題となりました地震防災対策特別措置法案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

地震防災対策特別措置法案は、地震防災緊急事業五カ年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等を定めることにより、地震防災対策の強化を図り、震災から国民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とするもので、その主な内容について御説明いたします。

第一は、地震防災緊急事業五カ年計画の作成等についてであります。

都道府県知事は、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地震防災緊急事業五カ年計画を作成することができる

こととし、計画を作成しようとするときは、関係市町村長の意見を聞き、内閣総理大臣と協議しなければならぬこととなっております。

なお、この場合、内閣総理大臣は、関係行政機関の長の意見を聞かなければならぬこととなっております。

第二は、地震防災緊急事業五カ年計画の内容についてであります。

避難地、避難路、医療機関、公立の小中学校、地域防災拠点施設等の整備及び老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策等であつて、主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものであります。

第三は、国の負担または補助の特例等についてであります。

地震防災緊急事業五カ年計画に基づいて実施される事業の経費に対する国の負担または補助の割合を引き上げるものであります。

第四は、地方債及び財政上の配慮等についてであります。

地方公共団体が実施する事業に要する経費に充てるために起こす地方債についての特別の配慮、地震防災対策の強化に必要な財政上及び金融上の配慮を行うものであります。

第五は、地震調査研究推進本部の設置及び組織についてであります。

地震に関する調査及び研究の推進を図るため、総理府に地震調査研究推進本部を設置し、その所掌事務に関し、関係行政機関等に必要の協力を求めることができることとするものであります。

また、その組織については、本部長には科学技術庁長官をもって充て、内閣総理大臣が任命する本部長で組織し、本部に政策委員会及び地震調査委員会を設置することとしております。

第六は、地域に係る地震に関する情報の収集等

についてであります。

本部長は、気象庁長官に対し、地域に係る地震に関する調査または研究を行う関係行政機関等の調査結果等の収集を要請することができることとし、気象庁及び管区気象台は、その事務を行うに当たっては地域地震情報センターという名称を用いることとするものであります。

第七は、関係行政機関等の協力についてであります。

本部長は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提供等必要な協力を求めることができることとするものであります。

第八は、国の調査研究の推進等についてであります。

国は、地震に関する調査及び研究のための体制整備に努めるとともに、地震防災に関する科学技術の振興を図るため必要な研究開発を推進し、その成果の普及に努めなければならないものとするものであります。

また、国は、地方公共団体が行う研究等に必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならないこと等となっております。

なお、この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものであります。

以上がこの法律案の趣旨及びその概要であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(陣内孝雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○木暮山人君 おはようございます。平成会の本意でございます。

まず、ただいまの地震防災対策特別措置法案について幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

第一には、阪神大震災の復旧・復興のために政

府がとった具体的措置及び今後の施策についてちょっと細かく御説明をお願いしたいと思いますのであります。

○政府委員(角地徳久君) 阪神・淡路大震災に關

しまして政府がこれまでに講じた具体的施策でございますが、まず応急、緊急の対策といたしまして、今回の災害を速やかに激甚災害に指定するとともに、生活資金の貸付制度の拡充、税の減免措置、医療費の特例、雇用対策、教育対策等の実施、応急仮設住宅の確保、瓦れき処理についての解体を含めました公費による実施、中小企業への低利融資等の特例措置を迅速に講じてまいりました。

さらに、復旧・復興への足がかりともなる対策といたしまして、特別の財政援助等に関する法律によりまして補助率のかさ上げ等の措置を実施いたしました。

また、被災地域での市街地復興を円滑に行うための被災市街地復興特別措置法、マンションなどの区分所有建物の再建を容易にするための被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法、被災地における生活や事業活動の復旧等への対応についての税制上の立法措置など十六本の特別立法措置をいち早く講じました。

また、被災者の救援や地域の総合的な復旧・復興対策を目的として設置されました阪神・淡路大震災復興基金に対しまして、積極的な支援を行うことといたしました。

次に、本格的な復興に向けましては、まず復興事業への国の支援、その他復興に関する施策を政府一九九〇年として着実に推進するために、阪神・淡路復興対策本部を設置し体制の整備を図りました。

また、復興のための施策につきまして大所高所より御意見や御提言をいただくために、阪神・淡路復興委員会を設置したところでございます。

阪神・淡路復興対策本部におきましては、四月二十八日に、復興委員会よりの御意見を踏まえ、また地元や関係方面の御要望も参考にさせていただ

きながら、阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策を決定いたしました。被災地における生活の平常化の支援でございますとか、瓦れきの処理、二次災害防止、港湾機能の早期回復、早期インフラ整備、住宅対策、市街地の整備等、地震発生以来講じてまいりました応急復旧施策を引き続き積極的に推進するとともに、復旧・復興施策について当面必要となる施策を早急に講ずることとしたところでございます。

これらの施策の推進のための財政措置といたしまして、総額一兆二千二百二十三億円の平成六年度第二次補正予算を編成するとともに、平成七年度補正予算には阪神・淡路大震災等関係経費といたしまして一兆四千二百九十三億円の経費を計上したところでございます。

今後の施策につきましては、現在、地元地方公共団体におきまして十一年の復興計画の策定作業を進めているところでございます。今後、復興に向けての具体的な施策が示されてくるものと思われまので、これにつきまして地元の御要望をよく伺った上で政府として最大限の支援を講じてまいりたいと考えております。

○木暮山人君 どうも御苦労さまです。こんな大きな災害でありますから、大変な御苦労が多かったと思うのであります。

しかし、これを国民のサイドから見ますと、政府の地震防災対策にかかわる施策は断片的で、また合理的、効率的でないという批判を受けているわけでありまして。こうした国民の厳しい批判を国土庁はどのように受けとめておられるか、その所見をひとつ引き続きお伺いしたいと思います。

○政府委員(村瀬興一君) 地震多発国であります我が国は過去多くの地震災害を経験しております。総合的な防災対策は特に緊急な課題であるというふうに認識しております。

このため政府の地震防災対策は、中央防災会議で決定されました大都市震災対策推進要綱、南関東地域震災応急対策活動要領、南関東地域直下の

地震対策に関する大綱等に基づきまして、関係省庁、地方公共団体等が密接な連携をとりつつ、各般の対策を講じてきたところでございます。

今回の阪神・淡路大震災の経験を踏まえまして政府といたしましては、初期の情報連絡体制につきまして災害即応体制検討プロジェクトチームにおいて検討を行い、大規模災害発生時の被害規模の早期把握のための第一次情報収集体制の強化、関係省庁から内閣情報調査室を窓口とする総理大臣等への情報連絡体制の整備を図ることにつきまして二月二十一日に閣議決定をしたところでございます。

また、我が国の防災対策の基本となります防災基本計画につきましては、総理を会長といたしまして中央防災会議におきまして、地震に強い国づくり、町づくりのための施策、災害の発生に対処するための事前対策、災害発生時の応急対策、復旧・復興対策等について具体的な対策を検討しており、今月中を目途に取りまとめをいたしたいというふうに考えておるところでございます。

さらに、各界の有識者の方々から成ります防災問題懇談会を総理の私的諮問機関として設置いたしました。災害情報の収集及び伝達体制のあり方、避難者の生活確保に関する支援体制及び広域連携のあり方、ボランティア、物資援助等民間協力の活用と行政の支援、防災基盤施設整備等について御検討いただいているところであります。

先ほども話が出ましたように、平成七年度補正予算におきましても各種施設の耐震性の向上対策等に約三千三百億円、自衛隊のヘリコプター等により収集した映像情報を伝送するシステムの整備等の災害対策用資機材及びシステムの整備に約八百億円、災害発生時における市民生活の安全確保対策等の公的施設等の防災機能の向上に約三千二百億円等、各般の施策を講ずるための所要の経費を計上しているところでございます。

今後とも、関係省庁と密接な連携をとりつつ、

関係省庁と密接な連携をとりつつ、

まして、実績といたしましては県、市、それから特別区、広域行政事務組合等がございます。

それから事業の内容でございますけれども、防災基地の中核施設となります以下の要件に該当するような防災センターの建設ということでございまして、地震災害発生時及び平常時において防災基地の機能を総合的かつ有機的に果たすために、地域の事情において、総合管理施設、これは情報連絡室でございますとか職員の一部屋、集会室、それから防災教育施設、これは地震体験室でございますとか展示室、図書室、それから備蓄施設、それからその他防災センターの建設目的に適合すると認められる施設でございますが、そういった施設を備えているものであるということ。それから、防災センターの規模及び構造が耐火構造でおおむね三千平米、しかも地震災害発生時における震動、延焼等に耐える堅牢なものであること、それから平常時及び地震災害発生時における利用者の利便を確保することができるとあるということ。以上でございます。

現在、モデル事業でやっております補助率につきましては、補助対象事業に要する経費の三分の一ということでございます。

以上でございます。

○木暮山人君 どうもありがとうございます。これは考えてみますと、日本の国内にある活断層千五百、またプレート等から見ますと十分な施策を施していけるような段階の考えではないかと思えます。ただ、数の問題だと思えます。そこら辺もひとつ御考慮のほどをお願いいたします。

次に、法案及び衆議院の決議に言う地域防災拠点施設の整備についてでございます。

国民の生命、身体の安全に直接にかかわるものであるから今後急速に整備していく必要があると思われ、国費の確保に特段の配慮をなすべきではないかと考えますが、これに対する御所見はどんなものでございましょう。

○説明員(長尾和彦君) 御指摘のように、地域防災拠点施設は地震発生時に国民の生命、身体

全にかかわるものでありまして、防災対策上重要なものと認識しております。国会で本法案が成立されたならば、今後の予算編成過程におきまして、関係省庁ともよく相談しつつ適切に対応を図ってまいりたいと考えております。

○木暮山人君 そちら辺がこの法案が効果を発揮するかどうかでございますから、ひとつ熱慮の上、お願いしたいと思っております。

次に、この法案の趣旨からも、地震防災緊急事業五カ年計画の各事業については、厳しい財政事情のもとではございますが、阪神大震災の甚大な被害状況から見て十分なる事業費を確保すべきであると考えます。これにつきましても、最終的には現在提案された法律そのものの効果が出るか出ないかの岐路でございますので、そこら辺の御所見をひとつ伺いさせていただきますかと思

○説明員(長尾和彦君) 今次の大震災及び本法案の趣旨にかんがみまして、今後とも地震防災対策については万全を期してまいり所存でございます。本法案に盛り込まれました各事業につきましては、毎年度予算編成過程において関係省庁とも十分協議しつつ適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

○木暮山人君 御答弁にもありましたように、この法案につきましては、やはり一番の裏づけになるお金の問題でもありませんから、ぜひこれが有効適切に全展開できるように、それが国民のためでもありますから、よろしく御要望申し上げて私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○林紀子君 私は、三月十五日のいわゆる地震財特法の意見表明で、本委員会、第一に対象地域を広げてほしい、第二に対象事業の拡充を図ってほしい、第三に地元の要望を酌み尽くした防災整備計画にするとともに、必要な予算の確保を図ってほしいということをお願いしてまいりましたが、今回のこの地震防災対策特別措置法案ではこの点に留意されているということと賛成できるも

のです。しかし、さらに充実させるべき点、また、はっきりさせておきたい点がありますので御質問させていただきたいと思うわけですが、まず、提案者であります衆議院の日野委員長にお伺いいたします。

今回の法案を提出するに当たって、報道によりまして、研究者には相談がない、もつとじつくりやるべきだという声も出ているということですが、例えば予知連の学者など関係者の意見がどのように反映されているのかという点をお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(日野市朗君) 我々、この法案の作成に当たって随分慎重な各方面との折衝をいたしたつもりでございます。決して我々がやみくもに突っ走ったなどということは絶対ないわけでございまして、各省庁とは綿密に打ち合わせをいたしまして、それぞれ意見の調和点を求めながら作業をしてまいりました。

でありますから、例えば予知連の学者の先生一人一人から御意見を我々聞くというわけにはまいりませんこととございまして、そういう意見の反映は各省庁との綿密なすり合わせでございますが、意見交換の中で各省庁においてくみ上げていただけましたものと我々考えているところでございます。

それから、報道なんかかなりいろんなこと言って、よくまあ言うなというような感じもしないわけではございませんが、実はその報道の中でもいろいろな人の意見が述べられておりますけれども、やはり一つの事象に対して行政がきちんと責任を持っていくという体制をつくるのが我々必要だと思っております。

でありますから、そういう意味でこのような形で法案としてはまとめさせていただいたわけでありまして、決して予知連の先生方の御経験、学識、こういったものを無視しようなどとは思っておりません、これはまた新しい組織の中で十分に生かされると、このように思っております。

○林紀子君 続いてお伺いしたいのは、地震防災

緊急事業五カ年計画の内容には、避難地や消防活動が困難である区域の解消に資する道路、さらに老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策などが含まれているわけですが、住民の合意がないまま整備されることはないかということが心配なわけですね。都市計画や再開発計画ともかかわってくることも想定されるわけですが、住民参加の体制ということを法文上も位置づける方がはつきりしたのではないかと思っておりますが、この点はいかがでしようか。

○衆議院議員(日野市朗君) 御意見まことに傾聴に値することであり、必要な住民の意向、これを最大限尊重するというのは極めて大事なプロセスであろうかと私思っております。特に、神戸市なんかでも今非常に問題が出ていることを私どももよく存じております。

ただ、この法律の場合は個々の一つ一つの事業の内容につきましてあしるさうしるということではなく、むしろこの種の法律としては適切ではないかとございましょう。そういうことはきちっと住民の合意を得て事業を推進するという非常に大事な作業、これはまさに現地の地味でございますが、その地域の地味でございますか、自治体の皆さんにそこを十分に御理解いただき、というよりはもう十分に理解しておられることとあり、自治体の皆さんも本当にその点については最大限の留意を払って事業を進められることとあり、私は思っています。その個々の事業の持つ特殊性、それからそれぞれの地域の住民の合意、これはその地域において取りまとめるのが最もふさわしいという意味において、この法律に書くよりはその地域の皆さんにお任せをするのがよりよいのではなからうかというふう

に考えております。

○林紀子君 今の委員長の御答弁で、住民合意というものが基本的な精神だというふうに承りました。

次に、国土庁に三点ほどお伺いしたいのですが、この第二条では、都道府県知事が著しい被害が見込まれる地区を指定することになっていま

す。

○林紀子君 続いてお伺いしたいのは、地震防災

緊急事業五カ年計画の内容には、避難地や消防活動が困難である区域の解消に資する道路、さらに老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策などが含まれているわけですが、住民の合意がないまま整備されることはないかということが心配なわけですね。都市計画や再開発計画ともかかわってくることも想定されるわけですが、住民参加の体制ということを法文上も位置づける方がはつきりしたのではないかと思っておりますが、この点はいかがでしようか。

○衆議院議員(日野市朗君) 御意見まことに傾聴に値することであり、必要な住民の意向、これを最大限尊重するというのは極めて大事なプロセスであろうかと私思っております。特に、神戸市なんかでも今非常に問題が出ていることを私どももよく存じております。

ただ、この法律の場合は個々の一つ一つの事業の内容につきましてあしるさうしるということではなく、むしろこの種の法律としては適切ではないかとございましょう。そういうことはきちっと住民の合意を得て事業を推進するという非常に大事な作業、これはまさに現地の地味でございますが、その地域の地味でございますか、自治体の皆さんにそこを十分に御理解いただき、というよりはもう十分に理解しておられることとあり、自治体の皆さんも本当にその点については最大限の留意を払って事業を進められることとあり、私は思っています。その個々の事業の持つ特殊性、それからそれぞれの地域の住民の合意、これはその地域において取りまとめるのが最もふさわしいという意味において、この法律に書くよりはその地域の皆さんにお任せをするのがよりよいのではなからうかというふう

に考えております。

○林紀子君 今の委員長の御答弁で、住民合意というものが基本的な精神だというふうに承りました。

次に、国土庁に三点ほどお伺いしたいのですが、この第二条では、都道府県知事が著しい被害が見込まれる地区を指定することになっていま

けれども、この地区指定というのはどういう基準で設定するのか。

二点目は、五カ年計画を作成するとしていますが、五カ年でどういう水準まで整備するということを想定しているのか。

○政府委員(村瀬興一君) まず第一点目でございますが、本法案の第二条に定めております「地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区」につきましては、例えば老朽木造住宅が密集するなど、地震による家屋倒壊や火災等に對して脆弱な地区でありますとか、ライフラインの老朽化により発災時の著しい機能低下が予想される地区でありますとか、津波に対して円滑な避難が困難な地区でありますとか、そういった地区が考えられるわけでございます。

しかし、実際に都道府県知事が地震防災緊急事業五カ年計画を作成するに当たりましては、この法案にもございます「人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件」につきましてはもちろん、地震防災施設の現行の整備水準といったようなことも含めまして、各地域の実情を総合的に勘案されて適切な地区を設定されるというふうに考えております。

したがって、先ほど三つばかり例を挙げましたのは、そういった地区が代表例として考えられるということでございます。必ずしもそういうところだけに限定されるというわけではないかと思ひます。

それから二番目でございますが、五カ年計画でどれぐらいの整備水準を目標としてつくるべきかということでございますけれども、これにつきましては地震から国民の生命、身体及び財産の保護を図るといふ本法案の立法趣旨にかんがみまして、同計画に基づく事業により必要な施設等の整

備の推進をできるだけやるということであろうかと思ひますが、これにつきましても、ただ、五カ年間でできる可能な事業量というものにもおのずから限度がございますし、それから、これも現行の整備水準との絡みもございましょう。したがって、どれぐらいのというのは個々の地区によつて異なると思われまので一概には申し上げられないのではないかと思ひます。

それから三番目でございますが、この五カ年計画自体を第二次、第三次と延長することは可能であるというふうに思ひますが、ただ、先ほど先生もおっしゃいましたように、国の負担または補助の特例等の財政上の特別措置に關しましては、最初に作成されました五カ年計画だけだということに法文上限定されておるところでございます。

○林紀子君 この後どうするかということもあるかと思ひますが、その予算のところが一番大きくどれだけ進むかということにかかわると思ひますので、その辺も今後ぜひ考えていただきたかと思ひます。

それから次に、国土地理院にお伺ひしたいのですが、地震調査研究推進本部を設置することとしておりますけれども、同様な既存の組織として、国土地理院の私的諮問機関として先ほどお話がありました地震予知連絡会が機能しているわけですか。これは十分な調整がなされているのか。先ほど日野委員長のお話では、省庁を通してというお話がありましたので、この点はどうなっているのか。また、この法律が制定された場合、地震予知連絡会の役割というのは見直していくということになるのかどうか、お伺ひしたいと思います。

○説明員(小野和日君) 先ほど日野委員長の御答弁にもございましたが、地震予知連絡会は、地震予知の実用化を促進するために地震予知に関する情報交換と学術的検討を行つております研究者の集まりでございます。委員の先生方は、いずれも地震に関する調査研究を推進するといふ必要性を常に強く主張しているところでございます。こ

の法案の趣旨に異論があるという認識は持つておりません。

ただ、予知連の先生方は、具体の地震調査研究の進め方につきましては、その学識経験からそれぞれに意見がございます。今後この地震に關する調査研究を具体的にどう進めていくかということにつきましましては関係機関で協議することになるかと存じますけれども、地震予知はまだまだ研究段階にあることが多ございまして、地震予知連絡会の役割は一層高まってくるものと思つております。

したがって、地震予知連絡会とこの地震調査研究推進本部等との協調関係につきましましては、地震予知連絡会の委員の先生方の意見等を私どもが集約いたしまして協議に参加していく、その意見が生かされるような形で私ども努力をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

○林紀子君 今まで積み上げてきた研究成果、そういうものが今後十分引き継がれて生かされるようにということもぜひ私の方からもお願いをしたかと思ひます。

それから、文部省に同様の御質問なんですけれども、推進本部の事務の一つとして「地震に關する総合的な調査観測計画を策定する」ということを定められておりますけれども、既に測地学審議会の建議によつて第七次の計画を進めて、今次の阪神大震災を教訓にその見直しを検討しているところだと聞いております。こうした測地学審議会との調整といたしましてはどうかというのを聞かせたいかと思ひます。

○説明員(早田憲君) 御指摘がありましたように測地学審議会は、地震予知計画など政府機関の測地事業計画に關する事項を審議いたしまして、文部大臣及び関係各大臣に建議をいたしますいわゆる審議会でございます。

我が国におきます地震予知研究は、この測地学審議会の建議する地震予知計画に基づきまして大

力をしながら推進をしておりますところでございます。地震調査研究推進本部におきまして地震に關する調査観測計画の策定がなされる際にも、同様に測地学審議会の建議を踏まえた検討がなされるものと考えております。

○林紀子君 科学技術庁に二点お伺ひしたいのですが、推進本部は「評価に基づき、広報を行う」と定めておりますけれども、広報の内容はどのようなのかが考えられるのか、また、内容によつて住民が混乱を来すというような心配はないのかどうか。

それから二点目は、推進本部は地震観測の情報などを収集し、整理、分析すると定めておりますけれども、こうした情報というのは広くまた活用されるように公表されるのかどうか。その二点をお聞きいたします。

○説明員(榎原裕三君) お答えさせていただきます。

地震防災対策特別措置法案におきましては、地震調査研究推進本部の中に地震調査委員会を設けまして、この中で各機関が行います地震に關する観測、測量等の調査結果を分析、評価することといたしております。そして、その評価の結果につきましまして取りまとめまして広報を行うということになっておるか認識いたしております。

一方、地震の予知に關する現状を申し上げますと、従来各機関において鋭意研究を進めてきたところではありますけれども、いわゆる東海地震以外の地震につきましては観測データの蓄積がまだ十分ではないかと思ひます。地震発生メカニズムにつきましては十分まだ解明すべき点が残つておるかという理解をしております。現時点におきましては具体的な予知そのものというものは極めて難しい課題でございますので、特にその中でも短期的な予知といふものは事実上不可能といった現状でございます。

こういう現状でございますが、今後本部が行います広報のあり方につきましては、今先生御指摘の点も踏まえまして、地震調査研究推進本部の中

でさらに検討していくことといたしたいかと思ひます。

それから情報の関係でございますが、一つこの法案の目的といたしましては、地震に関する調査研究を積極的に進めていくというのが法案の趣旨かと承知いたしております、このような成果につきましましては、国民に対して適宜還元していくということが極めて重要な課題であると思ひますので、このような情報を還元することによりまして、例えば国民の防災に関する意識を啓発すること、長期的に見ますと防災対策などにも十分お役に立てるようなものではないかと思つております。

○委員長(陣内孝雄君) 他に御発言もないようです。これから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。別に御意見もないようです。これより直ちに採決に入ります。

地震防災対策特別措置法案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(陣内孝雄君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、横尾君から発言を求められておりますので、これを許します。横尾君。

○横尾和伸君 私、ただいま可決されました地震防災対策特別措置法案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、平成会、新緑風会及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

以下、案文を朗読いたします。

地震防災対策特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一、本法は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としてい

ることにかんがみ、地震防災対策の円滑かつ速やかな実施を図ることは、現下の緊急かつ最重要課題であり、政府は地震防災対策の実施に万全を期すること。

二、地震災害発生の際に、国民の生命及び身体

の安全を確保し、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設の整備に係る事業

の実施が極めて重要であり、地震防災対策を推進する上で不可欠なものであることか

ら、政府は本事業の積極的な推進を図ることと。

右決議する。

以上であります。

○委員長(陣内孝雄君) ただいま横尾君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(陣内孝雄君) 全会一致と認めます。

よつて、横尾君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小澤国土庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。小澤国土庁長官。

○国務大臣(小澤潔君) ただいまの決議につきましては、その御趣旨を十分尊重して、政府として地震防災対策の一層の拡充強化に努めてまいりますとともに、地域防災拠点施設につきましても、その整備を積極的に進めてまいりる所存でありますので、議員の皆様のご御支援をよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(陣内孝雄君) なお、審査報告書の作成につきましましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(陣内孝雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前九時二十分散会

六月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、地震防災対策特別措置法案(案)

地震防災対策特別措置法案

地震防災対策特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めることと、地震に関する調査研究の推進のため体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(地震防災緊急事業五箇年計画の作成等)

- 第二条 都道府県知事は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、災害対策基本法(昭和三十一年法律第二百二十三号)第四十条に規定する都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成八年度以降の年度を初年度とする五箇年間の計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)を作成することができる。
- 2 都道府県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならぬ。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。
- 4 前三項の規定は、地震防災緊急事業五箇年計

面を変更する場合について準用する。

(地震防災緊急事業五箇年計画の内容)

第三条 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものとする。

- 一 避難地
- 二 避難路
- 三 消防用施設
- 四 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 五 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管施設、ヘリポート、港湾施設(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項第二号の外かく施設、同項第三号のけい留施設及び同項第四号の臨港交通施設に限る。)、又は漁港施設(漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第三条第一号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第二号イの輸送施設に限る。)
- 六 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- 七 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 八 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 九 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 十 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 十一 第七号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- 十二 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第一条第一項に規定する海岸保全施設

又は河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設

十三 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第四十一条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第二十号)第二条第三項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項第一号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

十四 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

十五 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

十六 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

十七 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

十八 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

十九 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
二十 前各号に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であつて政令で定めるもの

2 地震防災緊急事業五箇年計画に定める事業のうち、市町村が実施する事業については、災害対策基本法第四十二条に規定する市町村地域防災計画に定められたものでなければならぬ。

(地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等)

第四条 地震防災緊急事業五箇年計画(最初に作成されたものに限る)に基づいて当該計画期間内の各年度分の事業として実施される事業のうち、別表第一に掲げるもの(主務大臣の定める基準に適合するものに限る)に要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。この場合において、これらの事業のうち、別表第二に掲げるもの(都道府県が実施するものを除き、主務大臣の定める基準に適合するものに限る)に要する経費に係る都道府県の負担又は補助の割合(以下「都道府県の負担割合」という)は、同表に掲げる割合とする。

2 前項に規定する事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、同項の規定による国の負担割合を超えるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合又は都道府県の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

第五条 地方公共団体が地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施する事業に要する経費に充てるため起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(財政上の配慮等)

第六条 国は、この法律に特別の定めのあるもののほか、地震防災対策の強化のために必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。

第七条 総理府に、地震調査研究推進本部(以下「本部」という)を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案

二 関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整を行うこと。

三 地震に関する総合的な調査観測計画を策定すること。

四 地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと。

五 前号の規定による評価に基づき、広報を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務

3 本部は、前項第一号に掲げる事務を行うに当たっては、中央防災会議の意見を聴かなければならない。

4 本部の事務を行うに当たっては、気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)に基づく業務が円滑に実施されるよう配慮しなければならぬ。

(本部の組織)

第八条 本部の長は、地震調査研究推進本部長(以下「本部長」という)とし、科学技術庁長官をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括する。

3 本部に、地震調査研究推進本部員を置き、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する。

4 本部の庶務は、科学技術庁において総括し、及び処理する。ただし、政令で定めるものについては、科学技術庁及び政令で定める行政機関において共同して処理する。

5 前各項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(政策委員会)

第九条 本部に、第七条第二項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事務について調査審議させるため、政策委員会を置く。

2 政策委員会の委員は、関係行政機関の職員及

び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(地震調査委員会)

第十条 本部に、第七条第二項第四号に掲げる事務を行わせるため、地震調査委員会を置く。

2 地震調査委員会は、前項の事務に關し必要があると認めるときは、本部長に報告するものとする。

3 地震調査委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(地域に係る地震に関する情報の収集等)

第十一条 本部長は、気象庁長官に対し、第七条第二項第四号に掲げる事務のうち、地域に係る地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等の収集を行うことを要請することができる。

2 気象庁長官は、前項の規定による要請を受けて収集を行ったときは、その成果を本部長に報告するものとする。

3 気象庁及び管区気象台(沖縄気象台を含む)は、第一項の事務を行うに当たっては、地域地震情報センターという名称を用いるものとする。

(関係行政機関等の協力)

第十二条 本部長は、その所掌事務に關し、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(調査研究の推進等)

第十三条 国は、地震に関する観測、測量、調査及び研究のための体制の整備に努めるとともに、地震防災に関する科学技術の振興を図るため必要な研究開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

2 国は、地震に関する観測、測量、調査及び研究を推進するために必要な予算等の確保に努めなければならない。

3 国は、地方公共団体が地震に関する観測、測

量、調査若しくは研究を行い、又は研究者等を養成する場合には、必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十七条」に、「第十七条」を「第十八条」に、「第十八条」を「第十九条」に、「第十九条」を「第二十条」に改める。

第四章中第十九条を第二十条とし、第三章中第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第二章第二節中第十六条の次に次の一条を加える。

(地震調査研究推進本部)

第十七条 本府に、地震調査研究推進本部を置く。

2 地震調査研究推進本部の組織及び所掌事務については、地震防災対策特別措置法(平成七年法律第 号)の定めるところによる。

(科学技術庁設置法の一部改正)

3 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第十八号中「特定放射光施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)」を「地震防災対策特別措置法(平成七年法律第 号)」(地震調査研究推進本部に関する部分に限る)、特定放射光施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)に改める。

(国土庁設置法の一部改正)

4 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

平成七年六月十九日印刷

し、シの次に次のように加える。
(エ 地震防災対策特別措置法(平成七年法律

第 号)(地震調査研究推進本部に関する部分を除く。)

別表第一(第四条関係)

事業	業	の	区	分	国の負担割合
耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプその他の政令で定める消防用施設の整備					二分の一
へき地における公立の診療所であつて政令で定めるものの改築					二分の一
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規定する乳児院、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く)、虚弱児施設、肢体不自由児施設(通所施設を除く)、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者更生施設、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十八条第一項に規定する救護施設、精神薄弱者福祉法(昭和三十一年法律第三十三号)第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築					三分の二
公立の小学校又は中学校の木造以外の校舎の補強					二分の一
地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報(の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の政令で定める施設又は設備の整備)で地方公共団体が実施するもの					二分の一
地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の政令で定める施設又は設備の整備)で地方公共団体が実施するもの					二分の一
地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の施設の整備)で地方公共団体が実施するもの					二分の一
負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な政令で定める設備又は資機材の整備)で地方公共団体が実施するもの					二分の一

別表第二(第四条関係)

事業	業	の	区	分	都道府県の負担割合
児童福祉法第七条に規定する乳児院、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く)、虚弱児施設、肢体不自由児施設(通所施設を除く)、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生施設、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、精神薄弱者福祉法第五条の三に規定する精神薄弱者更生施設(通所施設を除く)又は老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築					六分の一

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平成八年度約百七十億円の見込みである。

平成七年六月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局